

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課）	31
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	31
○建設業者に対する監督処分.....（建設情報課）	31
○土砂災害警戒区域の指定.....（砂防災害課）	32
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	32
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者の公示.....	32
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表.....	33
道監査委員公表	
○監査公表第17号.....	33
道公安委員会規則	
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	33

告 示

北海道告示第666号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式

2 随意契約の相手方を決定した日
平成24年10月5日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社
(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号

4 随意契約に係る契約金額

80,850,000円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第667号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成24年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 虻田郡洞爺湖町大原6地先・6・7の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第668号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成24年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 処分をした年月日 平成24年11月13日

2 処分を受けた者
(1) 商号及び代表者の氏名 有限会社伊達松盛園 岡山 正人

(2) 主たる営業所の所在地 伊達市上長和町198番地8 (3) 建設業の許可の番号 (般-23) 胆第305号 3 処 分 の 内 容 (1) 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止 (2) 営 業 停 止 の 期 間 平成24年12月1日から平成25年2月28日までの90日間 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。	
北海道告示第669号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成24年11月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 役場沢川（I-24-1040） 2 土砂災害警戒区域の表示 檜山郡江差町字中歌町（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第670号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成24年11月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差松岱2（I-2-428-1466） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字松岱（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 今金東（I-2-600-1638） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 瀬棚郡今金町字今金（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森川の沢（I-26-0780） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 瀬棚郡今金町字八束（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上川越路2（I-4-17-2160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡上川町越路（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示
	北海道釧路総合振興局告示第11号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年11月30日 北海道釧路総合振興局長 村 井 悟

1 落札に係る物品等の名称（１キログラム当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤） 58,000キログラム (2) 塩化ナトリウム（粒状凍結防止剤） 1,191,400キログラム 2 落札を決定した日 平成24年11月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 大槻理化学株式会社 イ 住 所 北見市釦町１丁目６番地２ (2)ア 氏 名 株式会社三宝商会 イ 住 所 釧路市堀川町７番35号 4 落札金額 (1) 35.00円 (2) 23.80円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年10月９日付け北海道釧路総合振興局告示第10号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 釧路市双葉町６番10号	る随時監査（工事に係るものを除く。）の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成24年11月30日 北海道監査委員 加 藤 礼 一 北海道監査委員 池 田 隆 一 北海道監査委員 太 田 博 北海道監査委員 鮎 谷 長 藏
道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	道 公 安 委 員 会 規 則
北海道選挙管理委員会告示第41号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第１項の規定に基づき、同法第12条第１項及び同法第17条第１項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成24年11月30日 北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸	道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年11月30日 北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三 北海道公安委員会規則第12号 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。 第16条第１項第２号中「行う検査及び」を「検査及び」に改める。 第18条第５号イ中「、新任運転適性指導員研修（平成14年国家公安委員会告示第36号により国家公安委員会が指定した講習をいう。第77条の２第１項第１号において同じ。）」を「新任運転適性指導員研修」に改める。 第77条の２の見出し中「新任運転適性指導員研修」を「新任運転適性指導員研修等」に改め、同条第１項第１号中「新任運転適性指導員研修」を「自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
道 監 査 委 員 会 公 表	監査公表第17号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第５項の規定により実施した平成24年度に係